

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	古殿町

古殿町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県古殿町産業振興課
所在地 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31
電話番号 0247-53-4613
FAX番号 0247-53-3154
メールアドレス sangyo@town.furudono.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カルガモ、カラス、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、タヌキ、ツキノワグマ、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ
計画期間	令和7年度～令和8年度
対象地域	古殿町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	735 千円 70a
	馬鈴薯	218 千円 16a
	青刈リトウモロコシ	102 千円 16a
	計	1,055 千円 102a
カルガモ	水稻	63 千円 6.1a
カラス	青刈リトウモロコシ	81 千円 12.7a
ハクビシン	飼料用カボチャ	15 千円 14a
	青刈リトウモロコシ	90 千円 14a
	計	105 千円 28a
アナグマ	カボチャ、トウモロコシ	29 千円 6.7a
アライグマ		0 千円 0a
タヌキ		0 千円 0a
ツキノワグマ		0 千円 0a
カワウ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
アオサギ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
ダイサギ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
コサギ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
農産物被害合計		1,333 千円 155.5a
水産物被害合計		80 千円 72 kg
合 計		1,413 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシの被害

イノシシの被害は町内一円で発生し、水稻（7月～10月）、馬鈴薯（3月～6月）などの食害が発生している。また、被害金額に現れない水田畦畔の掘り起こしや、家畜飼料の食い荒らしなど農作物以外の被害も発生している。

② カルガモの被害

カルガモによる被害は町内一円で発生し、田植期（5月上旬）から6月上旬にかけて、食害や倒伏等の被害が発生している。

③ カラスの被害

カラスによる被害は町内一円で発生し、4月から5月にかけて青刈りトウモロコシなどの飼料作物の食害が発生している。

④ ハクビシンの被害

ハクビシンによる被害は町内一円で発生し、5～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

⑤ アナグマの被害

アナグマによる被害は町内一円で発生し、5～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生している。

⑥ アライグマの被害

アライグマによる被害は家庭菜園を中心に年々増加しており、目撃・出没が増えていることから、被害の拡大が懸念される。

⑦ タヌキの被害

タヌキによる被害は家庭菜園を中心に年々増加しており、目撃・出没が増えていることから、被害の拡大が懸念される。

⑧ ツキノワグマの被害

ツキノワグマによる被害は確認されていないが、近隣町村での目撃情報が増えていることから、今後被害が発生する危険性がある。

⑨ カワウの被害

カワウによる被害は、町内を流れる鮫川及びその支流において発生し、放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。

⑩ アオサギの被害

アオサギによる被害は、町内を流れる鮫川及びその支流において発生し、放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。

⑪ ダイサギの被害

ダイサギによる被害は、町内を流れる鮫川及びその支流において発生し、放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。

⑫ コサギの被害

コサギによる被害は、町内を流れる鮫川及びその支流において発生し、

放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	1,055千円	844千円
農作物被害面積	102a	81a

カルガモ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	63千円	50千円
農作物被害面積	6.1a	4.8a

カラス

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	81千円	65千円
農作物被害面積	12.7a	10.1a

ハクビシン

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	105千円	84千円
農作物被害面積	28a	22a

アナグマ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	29千円	23千円
農作物被害面積	6.7a	5.3a

アライグマ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	0千円	0千円
農作物被害面積	0a	0a

タヌキ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	0千円	0千円
農作物被害面積	0a	0a

ツキノワグマ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	0千円	0千円
農作物被害面積	0a	0a

カワウ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
水産物被害額	20 千円	0 千円
水産物被害面積	18 kg	0 kg

アオサギ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
水産物被害額	20 千円	0 千円
水産物被害面積	18 kg	0 kg

ダイサギ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
水産物被害額	20 千円	0 千円
水産物被害面積	18 kg	0 kg

コサギ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
水産物被害額	20 千円	0 千円
水産物被害面積	18 kg	0 kg

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 古殿町鳥獣被害対策実施隊及び猟友会を設置し、捕獲を実施している。 捕獲手段は、銃器、わなを使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟者の高齢化等により、狩猟者が減少しており、野生鳥獣の捕獲圧や機動力が低下している。また、捕獲の担い手確保・育成が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 農家個人による電気柵やネット等の設置による取組が行われている。 被害が多い地区においては、地域住民によるワイヤーメッシュ柵設置を実施している。 被害地区において古殿町鳥獣被害対策実施隊による追払い活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者不足により、防護柵設置及び維持管理に対する人員確保が課題である。

生息環境管理その他の取組	・イノシシ等の目撃農地周辺で、草刈りなどの個別対策を実施してきた。	・農地に放置された収穫残渣などの適正管理。
--------------	-----------------------------------	-----------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>古殿町では、鳥獣による農作物の被害は依然高止まりの状況が続いている。また、実施隊員の高齢化及び減少が進み、隊員の確保が難しく、実施隊の負担が年々増加している。</p> <p>今後はこれらの対策として、以下のことに取り組む。</p> <p>①箱わなやくくりわな等の捕獲機材を導入するとともに、捕獲技術の向上を目的とした研修会等を実施し、効率的な捕獲方法の確立を目指す。</p> <p>②古殿町鳥獣被害対策実施隊は高齢化や狩猟免許取得者が減少し、隊員の確保が難しい状況にあるため、引き続き狩猟免許取得に関する支援等を行い有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。また、鳥獣被害防止関係者が連携し、対象鳥獣ごとに被害の実態調査及び解析を実施するとともに、総合的な被害防止対策を講ずる。</p> <p>③古殿町鳥獣被害対策実施隊と地域住民との連携により被害地区のパトロールや追い払いを実施する。また、被害が大きい地区を中心に電気柵やワイヤーメッシュ柵の侵入防止柵設置を推進する。</p> <p>④地域住民が自ら農作物を守る意識とともに、住民が主体となって被害防止対策が講じられるよう啓発を図るなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。</p> <p>⑤イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部古殿分会からの推薦を受けた者を古殿町長が実施隊員として任命し、古殿町鳥獣被害対策実施隊を編成している。捕獲については、古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン アナグマ アライグマ タヌキ ツキノワグマ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験について、広報誌等で周知するとともに、免許取得及び新規隊員確保に向けた支援を行う。 ・ 古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、捕獲機材を導入し捕獲を行う。 ・ 古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、被害地区のパトロールを実施する。
令和8年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン アナグマ アライグマ タヌキ ツキノワグマ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験について、広報誌等で周知するとともに、免許取得及び新規隊員確保に向けた支援を行う。 ・ 古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、捕獲機材を導入し捕獲を行う。 ・ 古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、被害地区のパトロールを実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護事業計画及び福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画(第2期)、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等	
	7年度	8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100頭
カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50頭
アナグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 30頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 30頭

タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50頭
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づく基準による。 捕獲目標 30頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づく基準による。 捕獲目標 30頭
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1頭
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
アオサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
ダイサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2羽
コサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

	捕獲目標 2羽	捕獲目標 2羽
--	---------	---------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
1	捕獲手段
①	イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による。
②	カルガモ 銃器による。
③	カラス 銃器による。
④	ハクビシン 箱わな及び銃器による。
⑤	アナグマ 箱わな及び銃器による。
⑥	タヌキ 箱わな及び銃器による。
⑦	アライグマ 箱わなによる。
⑧	ツキノワグマ 箱わな及び銃器による。
⑨	カワウ 銃器による。
⑩	アオサギ 銃器による。
⑪	ダイサギ 銃器による。
⑫	コサギ 銃器による。
2	捕獲時期 農作物被害が多発する4月～11月にかけて重点的に実施する。
3	捕獲場所 被害が大きい地区について、古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、重点的に実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
古殿町全域	カワウ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類

を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容	
	7年度	8年度
イノシシ	電気柵の設置 10,000m ワイヤーメッシュ 柵の設置 2,000m	電気柵の設置 10,000m ワイヤーメッシュ 柵の設置 2,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容	
	7年度	8年度
イノシシ	・電気柵 電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。	・電気柵 電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。
	・ワイヤーメッシュ柵 設置地区住民が点検及び草刈り等の維持管理を実施する。	・ワイヤーメッシュ柵 設置地区住民が点検及び草刈り等の維持管理を実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン アナグマ タヌキ アライグマ ツキノワグマ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。
令和8年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン アナグマ タヌキ アライグマ ツキノワグマ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

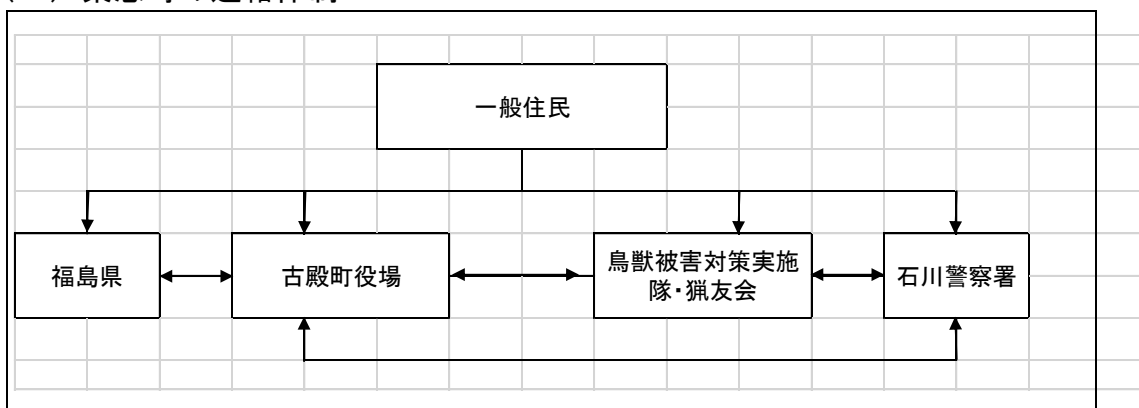
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
古殿町役場	事務局を担当し、広報無線等により、住民へ周知するとともに、県及び警察、古殿町鳥獣被害対策実施隊等と連携した対応を図る。
福島県猟友会石川支部 古殿分会	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供を行う。
古殿町鳥獣被害対策実施隊	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供及び有害鳥獣の捕獲を実施する。
石川警察署	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供と助言。

福島県県中地方振興局 (県民環境部)	町と連携し、有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
-----------------------	-----------------------------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在イノシシは国から出荷制限指示が出されており、当面の間捕獲した鳥獣の食品としての利用は困難。
ペットフード	現在イノシシは国から出荷制限指示が出されており、当面の間捕獲した鳥獣の食品としての利用は困難。
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角)	なし

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	古殿町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
古殿町	事務局を担当し協議会に関する連絡及び調整を行う。
福島県猟友会石川支部古殿分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
古殿町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施する。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導する。
ふくしま中央森林組合石川事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
古殿町農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する業務を行う。
古殿町行政区長会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川警察署	狩猟等に関する助言及び指導並びに情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 大原森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 横川森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言並びに指導を行う。
福島県県中農林事務所 (森林林業部)	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
鮫川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月1日に設置。令和6年度隊員数 22名(全員有資格者・対象鳥獣捕獲員に任命)

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育

成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。) について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

基本的には町協議会において町内の被害防止対策を実施するが、町村境等の町村を跨いで被害があった場合には石川地方鳥獣被害防止対策協議会で対策を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。